

## 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画計画段階環境配慮書に対する知事意見

### 1 総括的事項について

- (1) 本事業は、相馬港4号埠頭において、発電端出力約120万kWのガスタービン複合発電設備を設置するものであり、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会によるLNG受入基地に関連した主な産業集積効果としてその構想に含まれているが、本事業を推進するに当たっては、環境影響評価法の求める趣旨及び目的に則した調査、予測及び評価について、公表を前提に丁寧に行うこと。

なお、環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たっては、下記の内容を十分に踏まえて検討するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

- (2) 環境影響評価を行う際は、可能な限り本事業周辺部の他事業による環境変化の要因によりもたらされる将来の環境の状況を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるように努めるとともに、文献値等については最新データを使用すること。

### 2 大気質について

- (1) 本事業における火力発電所は天然ガスを燃料としているが、大気汚染物質に係る濃度規制が適用になるので、大気汚染物質に係る調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

なお、窒素酸化物等について環境影響評価項目に追加しない場合は、その理由を定量分析により丁寧にとりまとめること。

- (2) 本事業は、燃料に天然ガスを使用するコンバインドサイクル発電方式を採用しており、石炭等を燃料とした発電所と比較し、二酸化炭素排出原単位が小さく、熱効率に優れた発電所であるが、燃料消費量が多いため、ある程度の二酸化炭素が排出されることから、温室効果ガス等に係る調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

なお、更なる二酸化炭素排出量の低減を図るために、国の二酸化炭素回収・貯留等に関する検討結果や二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした二酸化炭素排出削減対策の技術開発状況を踏まえた二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

### 3 騒音・振動について

「工事の実施」及び「工作物の存在及び供用」において、機器等の稼働により騒音、振動及び低周波音が発生することから、これら項目を環境影響評価項目として選定すること。

なお、選定しない場合には、敷地境界線上、周辺住居地等での騒音値・振動値を算出し、その理由を丁寧に説明すること。

#### 4 水質について

- (1) 工事の実施、工作物の存在及び供用における排水（工事中の濁水、生活系排水等を含む）の処理工程及び処理前後の水質・水量等について記載すること。
- (2) 温排水による環境影響評価は、藻場や海岸動植物の生息地等の情報と重ね合わせるための極めて重要な情報であることから、実際の海水温の変動等を考慮しつつ、丁寧に行うこと。

なお、他事業所からの温排水の影響がある場合は、当該拡散図における当該他事業所からの温排水に係る排出状況等の条件設定の内容及び当該条件を設定した理由を分かり易く記載すること。

#### 5 動植物等について

本事業周辺部において猛禽類の生息が確認されているので、猛禽類を中心とした動物について「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」における環境影響評価項目に選定すること。

また、大気汚染物質等の影響を受ける可能性があることから、植物・生態系については、「土地又は工作物の存在及び供用」における環境影響評価項目に選定すること。

#### 6 景観について

本事業は、相馬港4号埠頭において、煙突、ボイラー、タービン建屋等からなる火力発電所を新たに設置するものであり、近隣の眺望点に与える影響がある可能性があることから、景観に係る調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

#### 7 廃棄物等について

「工事の実施」における廃棄物等（残土含む）については処分方法が具体的に明示されていないことから、当該方法を明示するとともに、廃棄物等に係る調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。